

令和元年度 中央市民センター運営方針

福岡市では、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、国籍や年齢、性の違いや障がいの有無などにかかわらず、多様性を認め合うとともに、多くの市民が身近な地域の課題やまちづくりに主体的に関わり、知識や経験を生かして、社会の担い手、支え手として意欲的に社会参加し、活動することをまちづくりの目標に掲げています。

そうした中、すべての人々に等しく社会参加の道が開かれるためには、市民一人ひとりが人権感覚豊かな資質を備え、お互いの個性や違いを理解し合い支え合うことが必要となります。

また、少子・高齢化、情報化など社会構造の変化や価値観の多様化が進む中、地域課題を解決するためには、より多くの市民の参加による多様な活動を促進していくことが大切であり、そのためには様々な分野の学習を通じて、人材の育成や人材の発掘を図ることが必要です。

これらを踏まえ、中央市民センターでは、人権尊重に関する事業、並びに地域課題の解決や社会参加、人材育成のための事業を実施するとともに、市民から親しまれる施設運営に努めてまいります。

1 人権教育・啓発の推進

「福岡市人権教育・啓発基本計画」等に基づき、あらゆる人権問題の解決を目指し、様々な人権について学ぶ講座や研修を実施するとともに、公民館、PTA、校区・地区人権尊重推進協議会等の地域で行われる人権教育活動の支援を行うなど、区における人権教育・啓発の推進を図ります。

2 生涯学習の充実・推進

中央区における生涯学習の拠点施設として、市民が生涯にわたって行う自主的な学習活動やグループ活動を支援するとともに、現代的課題や地域課題の解決に役立つ学習機会の提供に努めます。また、ボランティア団体等との共働により、人材育成や学習した成果を地域に還元することを通じて、市民一人ひとりの生きがいある豊かで充実した人生の実現と、支えあいのまちづくりを目指します。

3 施設の管理運営の充実

中央市民センターの管理運営については、指定管理者制度を導入しており、適正な進行管理や評価を行うとともに、市と指定管理者が連携して、サービスの向上に努め、市民が気軽に利用できる安心と安全に配慮した施設運営を行います。